

## 四国森林管理局交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部）

### 議事要旨

1 日時：令和7年12月22日（月）17:10～17:50（40分）

2 場所：四国森林管理局2階A会議室

3 出席者

四国森林管理局	神崎 弘治	総務企画部長
同	尾前 幸太郎	計画保全部長
同	近藤 昭夫	森林整備部長
同	小川 和幸	総務課長
同	浜本 拓也	企画調整課長
同	藤原 将勝	経理課長
同	福長 恵一郎	計画課長
同	立居場 一徳	保全課長
同	藤本 達之	森林整備課長
同	大崎 景悟	技術普及課長
同	永野 隆義	企画官（安全衛生）
同	中尾 栄二	課長補佐（総務）
同	入江 賢治	課長補佐（福利厚生）

#### 全国林野関連労働組合

四国地方本部	宮口 淳一	執行委員長
同	村松 大五郎	副執行委員長
同	後藤 和昭	書記長
同	川渕 貴夫	執行委員
同	堀 正幸	執行委員
同	平松 龍之典	執行委員
同	筒井 達朗	執行委員
同	村尾 千尋	青年女性委員長

4 交渉事項

- (1) 事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について
- (2) 労働安全の確保、現場環境の改善等について

## 5 議事概要

### (当局)

只今から、全国林野関連労働組合四国地方本部より先般申し入れのあった交渉について始めさせていただく。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理していることから、それに基づき進行していただくようお願いする。

### (職員団体)

要員不足の中、ポストの空席が依然として解消されないまま、一般職員が森林整備官等と同様の業務を担わされているとともに、総括森林整備官等のポストに就く職員の業務負担も増加し、労働強化に拍車がかかっていることから、ポストに要員が配置されるまでの間の職員の業務負担軽減対策を示すこと。

また、複数担当区を受け持つ森林官や、空席となっている森林官の事務取扱とされている職員などにおいては、収穫量の増加や境界管理等をはじめ業務量が過多となっていること、現場管理業務に従事する職員が減少する中、森林官等の職員が一人しか配置されていない森林事務所においては、職員の安全確保にも懸念も生じることから、実効性のある対策を講じて職員の業務負担軽減、安全対策を図ること。

### (当局)

四国森林管理局の令和7年10月時点におけるポスト数は300ポストであるが、職員数は292名であり、依然として空席ポストが多い状況の中、若手職員の比率は増加傾向にあり、空席ポストの業務を若手職員や再任用短時間勤務職員に担っていただいている現状にある。

また、首席森林官を含む森林官の空席数は13ポストであり、局全体の要員が減少する中において、国有林の管理経営を行っていくための現場管理機能の維持は重要と考えており、各署（所）・森林事務所等による応援態勢の構築や事務取り扱いなどにより対応いただいていると認識している。

引き続き、定年延長する職員や選考採用による係長級職員の確保、人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、現場管理機能の充実とともに業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

### (職員団体)

現場管理業務については、署（所）・近隣森林事務所間での応援による対応となっているが、応援体制は限界に来ており、職員の大きな業務負担となっていることから、以下の現場管理業務について具体的な対応を講じて、職員の負担軽減を図ること。

### (当局)

現場管理業務については、署（所）・近隣の森林事務所間において応援体制を構築し取り組んでいただいているところである。

現在、具体的な対応策として「収穫調査の簡素化」「ドローンによる境界巡視」「シカ防護ネット巡視の委託」などに取り組んでいるところであるが、引き続き、現場管理業務に係る職員の負担軽減策について検討を進め積極的に取り組んでまいりたい。

**(職員団体)**

境界巡検・巡視、予備調査などに係る刈り払い等については、年間を通じた委託の実施により、職員の負担軽減、安全確保を図ること。

**(当局)**

測定事業における職員の負担軽減や安全確保を図るため、各署（所）の要望を踏まえて「境界検測」及び「境界検測予備調査」を請負にて実施している。

また、一部の署（所）においては、境界刈払を請負で実施しているところであり、引き続き各署（所）の意見・要望を踏まえて取り組んで参りたい。

なお、無人航空機等を用いた境界巡視については「無人航空機を活用した境界巡視のマニュアル」の活用など、引き続き、様々な方向から負担軽減策について検討を進めてまいりたい。

**(職員団体)**

円滑な業務運営と職員の負担軽減策として、欠かせない非常勤職員の雇用について、継続的・安定的な雇用を可能とするよう必要予算の確保に向けた対策を図るとともに、職員の労働条件が低下することのないよう、局・署（所）の要望を踏まえた対応に努め、引き続き、職員の負担軽減を図ること。

**(当局)**

非常勤職員は、職員の負担軽減対策として、業務の必要性と予算の範囲内で雇用しているところであり、引き続き各部署の意見・要望も踏まえながら林野庁に対し予算要望してまいり考えである。

なお、今後においても、定年を延長する職員の活用、再任用（短時間）職員も含む人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

**(職員団体)**

事業実行にあたっては、職員の労働安全確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じるとした通知に基づき、職員の入山時における安全確保に万全を期すること。

**(当局)**

職員の保健及び安全保持については、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）等に基づき、人命尊重を基本理念として「四国森林管理局職員の保健及び安全保持に係る計画」を策定し、局・署（所）が一体となって、職員の安全及び健康管理の充実を図っているところである。

また、森林官等の単独行動の排除に向けた措置については、平成 30 年 1 月に発生した職員の行方不明事案、令和元年 5 月及び令和 3 年 2 月に発生した職員の捜索事案などを踏まえて対策を講じているところであり、現場業務に従事する場合には、計画段階から単独行動と

ならないよう複数名での行動を徹底することや、入山時には、現在位置を確認するための図面、G P S、携帯電波発信機（ヒトココ）を必ず携行し、通信機器は、常に使用できるよう点検を行うとともに、衛星電話等の通信機器は現地まで確実に携行し、現地から連絡ができるようにするなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

（職員団体）

業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外（週休日、休日等を含む）に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外労働の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ずるとともに、実効ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

（当局）

勤務時間管理については、管理職員による声かけなどにより、年次休暇の取得促進や定時退庁を行いやすい職場環境づくりに努めているところであり、今後においても引き続き、年次休暇の完全取得や超過勤務の縮減、厳格な勤務時間管理に努めていく考えである。

また、業務の効率化や職場環境の改善、職員の意識改革などを通じてワークライフバランスを推進するとともに、人材情報統合システムを適切に運用し、管理職員による勤務時間管理の一層の徹底等を行い超過勤務の内容（緊急性）などを把握して、引き続き超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。

（職員団体）

職員の旅行にあたっては、その行程等無理のない出張命令とすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

（当局）

旅行命令にあたっては、管理職員及び命令権者に対して、前泊・後泊を含めて旅行行程を確認し、無理のない旅行命令に配慮するよう指導を行うとともに、旅行する職員に対しては単独での長距離・長時間に及ぶ運転を防止するため、運転手の交替や定期的な休憩を挟むよう注意喚起を行っているところである。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とした指導を行うなど、職員の健康に配慮した勤務管理を実施してまいりたい。

（職員団体）

緊急連絡体制の確保・充実に向け、通信機器の電波不通地域の解消に向けた動向なども踏まえ、通信機器の更新等を図るなど、職員の安全確保に万全を期すこと。

(当局)

管内の国有林における緊急連絡の手法として衛星携帯電話は重要な通信手段であると認識しており、各署(所)の現場の実態に応じて配備しているところであり、昨年度発生したスラーヤの通信障害により使用不可能となったスラーヤについては、各職場における要望を踏まえ、イリジウムに更新を完了したところである。現在、スマートホンによる衛星通話の技術開発が進んでいると聞いており、今後はこのような情報を注視していくとともに、実用化となれば早期に導入が図れるよう林野庁とも調整を図り、緊急連絡体制の充実・強化により職員の安全確保に努めていく考えである。

(職員団体)

熱中症対策の一環として実施している空調服の貸与については、引き続き、その貸与状況等の把握に努め、予算の確保を含めて計画的な更新を行うなど、対策の充実に努めること。

(当局)

熱中症予防対策に係る空調服については、屋外作業に従事する職員の熱中症の発症リスクを軽減する予防対策の一手段として、各署(所)で試行的な取り組みを経て、購入されているところであり、今後も追加の予算配布について引き続き上申していくとともに、予算状況を踏まえつつ適切に購入を進めていく考えである。